

第4号議案

石巻地方広域水道企業団条例の読点の表記を改める条例

(読点の表記の改正)

第1条 次に掲げる本企業団の条例において、読点として表記する「，」を「、」に改める。

- (1) この条例の施行の際現に効力を有する条例
- (2) この条例の施行の際現に公布されている条例のうち、いまだ効力を有しない条例
(委任)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は企業長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(石巻地方広域水道企業団条例を左横書きに改正する条例の廃止)
- 2 石巻地方広域水道企業団条例を左横書きに改正する条例（平成14年石広水条例第3号）は廃止する。

令和5年2月1日提出

石巻地方広域水道企業団企業長 齋藤正美

令和5年2月3日議決